

「函館市男女共同参画審議会」委員公募実施要領（再公募）

1 目的

函館市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の委員を委嘱するにあたり，市民の意見を反映させるため，委員の一部を市民から公募することにより，市民参加の機会を提供する。

2 公募人数

1人（任期满了のため）※男性のみ

3 委員の任期

委員の任期は委嘱の日から令和7年9月30日までとし，補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするが，その期間が1年未満のときは，1回に限り公募によらず再任できるものとする。

4 応募条件

市内に居住する年齢18歳以上の者で男女共同参画の推進に関し，知識，関心等のある者。

ただし，次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 本委員会に委員を推薦している団体に所属する者（団体一覧別添）
ただし，当該団体が複数の団体により組織される団体であるときは，当該団体の役員を務めている者に限る。
- (2) 本市の他の3つ以上の委員会の委員である者（応募中のものを含む。）
- (3) 成年被後見人または被保佐人
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ，その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，またはこれに加入した者

5 応募方法

別に定める応募用紙により，郵送または持参により応募する。

（応募先：市民部市民・男女共同参画課

住所 〒040-8666 函館市東雲町4番13号 電話 21-3470）

6 広報

公募にあたっては，市広報紙等に公募記事を掲載する。

7 募集期間

令和5年10月30日（月）から委員の応募がある日まで

8 決定の方法

応募者が定員を超えた場合は、公開抽選により決定する。

函館市男女共同参画推進条例第21条に基づき、男性の委員の割合が、委員総数の10分の4に達しないため、男性の応募者を委員として決定する。

また、当該審議会における青年（39歳以下）の委員の割合が附属機関・その他会議の設置等に関する取扱要領4（2）に定める青年登用率の目標値10%に達しない場合は、優先的に青年の応募者を委員として決定する。

ただし、応募者が定数に達しない場合の欠員については、再度公募する。

9 決定後の通知

決定後は、速やかに応募者に対し書面で通知する。

団体一覧別添

- ・北海道管区行政評価局函館行政監視行政相談センター
- ・函館小学校長会
- ・北海道高等学校長協会道南支部
- ・函館弁護士会
- ・北海道教育大学函館校
- ・連合北海道函館地区連合会
- ・函館市女性会議
- ・函館法人会青年部会
- ・函館商工会議所
- ・北海道渡島総合振興局